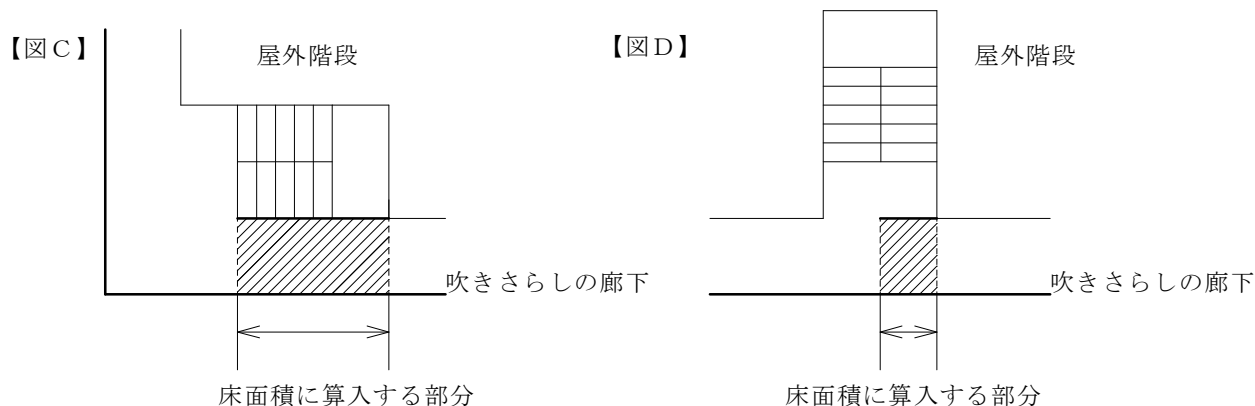


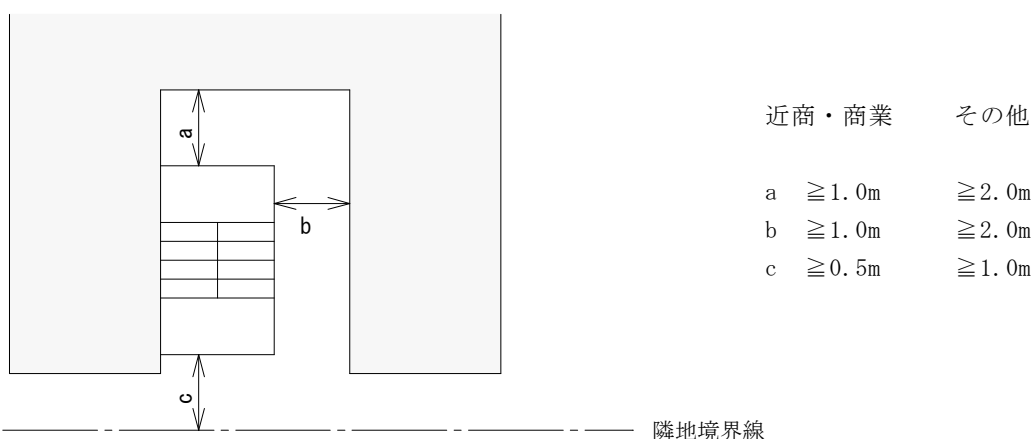
⑤屋外階段に接する吹きさらし廊下-2

【図C】 【図D】 のように廊下と屋外階段との間に壁(開放性のある手すりを除く)がある場合は、階段と廊下が壁で区画されており、外気に有効に開放されていない部分は床面積に算入する。



⑥外気に有効に開放されている部分の隣地境界線までの距離及び対面する建築物の部分等までの距離

(各有効寸法による。隣地が公園、広場、川その他これらに類する空地又は水面に面する場合には、隣地境界線はこれらの幅の1/2だけ隣地境界線の外側にある線とする。)



※この規定は床面積の規定であり、屋外階段かどうかについては「用語の定義-11」を参照のこと

備考 昭和61年4月30日、建設省住指発第115号
建設省建築指導課監修 『床面積の算定方法の解説』

西宮市建築基準法取扱い基準
2010.04.01
2024.04.01